

国民健康保険診療施設の適用について

◎国民健康保険診療施設(国保直診)とは

国民健康保険診療施設は、国民健康保険の保険者としての市町村が、国民健康保険法第 82 条の保健事業を行う施設として設置する医療施設(病院・診療所)。

施設名に「国民健康保険直営」の文字を付することで統一されていたことから「国保直診」と略称されており、「直営」の文字が削除され、現在の国民健康保険診療施設に改められた後も、長年使われてきた「国保直診」が定着し総称されている。

(国民健康保険法)

第82条 市町村及び組合は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

※埼玉県内の国保直診医療施設

病 院:2施設(川口市立医療センター・国民健康保険小鹿野町立中央病院)

診療所:5施設(川口市立医療センター附属安行診療所・飯能市国保南高麗診療所 等)

<国保直診の役割機能>

国保直診の医療施設は、第一義的役割である地域医療の確保と医療サービスの提供に加えて、国保の保健施設として疾病予防と治療の一体的な運営を図ることとされ、保健(疾病予防、健康増進)と医療と介護、福祉サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステムの拠点」として活動することが求められている。

<役割機能を踏まえた国民健康保険と病院との関係>

・市立病院は、現在も国保直診に求められる役割を果たしているが、「地域包括ケアシステムの拠点」という考え方を明確にし、国民健康保険はもとより、健康増進部門や介護・福祉部門との間で連携・協力体制を継続・強化していく必要があると考える。

<国保直診に対する助成金>

国保直診が行う施設整備や保健事業等に対し、国から様々な助成が受けられる。

(助成金の例)

①国保直診施設(建物・医療機械等)の整備に対する助成

建物の設置、医療機械器具等の整備費用

②国保直診の運営に特別に要した費用に対する助成

- ・経営合理化のために要した費用(電子カルテ等の導入・更新)等
- ・療養環境の改善に要した費用(待合室の美化、階段のスロープ化、手すり設置等)
- ・医師、看護師、保健師等の確保対策に要した費用

<国保直診となるための手続き>

○蕨市国民健康保険条例の改正

○蕨市病院事業の設置等に関する条例の改正

→条例の整備をして、国保直診であることを示す必要がある。

(条例改正案)

○蕨市病院事業の設置等に関する条例改正案

(病院事業の設置)に「国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)の規定による保健事業の実施」を追加する

「蕨市病院事業の設置等に関する条例」

(病院事業の設置)

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

↓

第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供し、かつ、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条第1項の規定による保健事業を実施するため、病院事業を設置する。

○蕨市国民健康保険条例改正案

保険事業の項目に「病院の設置」を追加する

「蕨市国民健康保険条例」

(保健事業)

第 10 条 この市は、法第 72 条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1) 健康教育

(2) 健康相談

(3) 健康診査

(4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 この市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

(1) 療養のために必要な用具の貸付け

(2) 病院の設置

(3) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業